

最低賃金「ふつうの生活」から算出

最低賃金のあるべき水準を、働き手が暮らすために必要な「生計費」からはじき出す取り組みが続いています。背景には、新型コロナウイルスで打撃を受けた経営側への配慮ばかりが先行して、「労働者の生活安定」という本来の目的が置き去りにになってしまうことへの危機感もあるようです。

アイロン必要？ 労組が積み上げ調査

電気アイロンは、生活に不可欠といえるのか。昨年11月、東京都内の一室に、20〜30代の働く男女約30人が集まっていた。話し合っていたのは、一人暮らしの25歳が都内で「ふつうの生活」を送るために必要な「最低生計費」の額。議論が沸騰したが、アイロンだった。



25歳の単身者が東京で「ふつうの生活」を送るために必要な生計費を話し合う働き手たち
112019年11月、東京都内

■最低賃金の額と、労組側が生計費から主張する「あるべき」水準

	【最低賃金】	【連合の主張】	【全労連の主張】
東京都	1013円	1050円	1436円
京都府	909円	940円	1414円
宮城県	825円	910円	1272円
鹿児島県	793円	850円	1367円

※連合は2017年時点。全労連は男性の場合で19年時点（宮城は16年）の生計費調査に基づく。東京は北区在住の場合。いずれも月173.8時間労働を想定

「結婚式に出る時、ワイシャツがシワシワで困った」。一人がそう言うと、「ないと生活できないわけではない」との反論も出た。議論が平行線をたどると、行司役の静岡県立大の中沢秀一准教授が助け舟を出した。「最低生計費は、一番下の生活ではなく、『ふつうの生活』を送るためのもの。人によって『ふつう』は違うけれど、ギリギリ、カツカツというイメージではないですよ」と、一人の男性が言った。「スーツを着て取引先へ会う仕事なら、アイロンをかけることは最低限の身だしなみとして必要だと思う」。一同は納得。東京都の最低生計費は、アイロンを持つ費用も含めて計算することにした。

経営側は議論に慎重

これは、2008年から全国労働組合総連合（全労連）が各地で順次進める最低生計費の算出プロセスの一つで、働きの生の意見を採り入れるのが目的だ。都道府県ごとにアンケートも実施。単身の若者の1カ月の家賃・食費・交通費や車の有無などを細かく聞くほか、約260の物品を

都道府県ごとの生計費は全労連だけでなく、連合もMB方式を使って算出する。どちらも、全国平均902円という今の最低賃金水準は、低すぎることを懸念しているからだ。都道府県別の最低賃金は毎年、中央の審議会が示す引き上げ幅を踏まえ、各地の労使代表らが集まる地方審議会が決める。だが、生計費が及ぼす影響は限定的だ。大幅引き上げを避けたら経営側は労働側が調べた生計費をもとにした議論に慎重だ。中立の立場の公益委員も、今年は新型コロナウイルスの経営への打撃を重視し、たとえ東京都の最低賃金は据え置きの1013円。

「公的データ、不十分」

最低賃金法は、①地域の労働者の生計費②賃金動向③企業の支払い能力――を勘案して金額を決めるよう定める。諸外国でも、生計費は重要な判断要素の一つだ。だが、日本では、実際は②や③をめぐる議論が多い。山口県の最低賃金を話し合う地方審議会で公益委員を7年にわたって務めた松田弘子弁護士は、「生活保護の水準を下回らないように気をつけるくらいで、生計費の議論はほとんどされていなかった」と明かす。松田さんは、①を議論するための公的資料が十分では

代・総合政策推進局総長は、労働側が生計費からはじいた最低賃金の水準に審議会が言及すると、経営側からこう言われてしまう」と明かす。連合としては「相当、抑制的」（富田さん）な数字とするが、一般にMB方式は、計算する側の主観を完全には排除できない。生計費の調査結果が、調査主体によって微妙に異なるのも、調査の前提や「最低限」に対する考え方の違いがあるからだ。連合は今月から、生計費や必要な最低賃金の水準の算出方法の見直しを始めた。外部の有識者を招き、客観性を高めることで、今後の最低賃金の引き上げのテコにしたいと考えた。富田さんは「連合が鉛筆をなめて作っている数字では決してない」といふことをはっきりさせたいと語る。

ないとも指摘している。中央や地方の審議会には、国の家計調査などから各都道府県がほしい「標準生計費」が、資料として出されている。しかし、単身者の標準生計費が月10万円を切っている県もあり、労働側には「標準的」と言えないばかりか、これでは低すぎる生活できない」と評判が悪い。松田さんは「都道府県ごとの労働局が、審議会を開くまでに各地を徹底的に回るなどして地元労働者の生計費を調査し、議論の材料を提供するべきだ」と話す。